

第5回滋賀県行政経営改革委員会議事録

- 1 日時： 平成25年11月25日（月） 9:30～11:30
- 2 場所： 滋賀県公館ゲストルーム
- 3 議題：（1）「滋賀県行財政改革方針実施計画」の取組状況等について
（2）その他
- 4 出席委員（順不同、敬称略）委員12名中10名出席
浅野智子、伊藤幸枝、岸本登、北村裕明、小中政治、大道良夫、辻村琴美、殿村美樹、
中井保、山田清
- 5 資料：1-1 「滋賀県行財政改革方針実施計画」の主な取組状況
1-2 「滋賀県行財政改革方針実施計画」の取組状況一覧表
2 「外郭団体および公の施設見直し計画」の取組状況
3 県有資産の利活用について
4 財政健全化に向けた取組について（概要版）
《参考資料》
 - 1 滋賀県附属機関設置条例
 - 2 滋賀県行政経営改革委員会規則

6 会議概要

(1) 開会

①副知事あいさつ

委員の皆様におかれましては、何かと御多用のところ御出席いただきありがとうございます。
また、平素は、本県行政の推進に、格別の御理解と御協力を賜り重ねてお礼申しあげます。
さて、我が国では、本格的な人口減少局面に入りまして、生産力や需要の減少、高齢者の増加による社会保障費の増大などが懸念されるとともに、東日本大震災や先ごろの台風18号をはじめとする度重なる台風被害などから、県民の皆さんの防災への関心が高まっております。併せまして、いじめ問題や虐待等、未来を担う子ども達の命を守るための対応など、喫緊の課題が山積している状況でございます。

限られた人員と財源の中で、これらの諸課題に対し迅速に対応していくためには、常に最小の費用で最大の効果があげられるよう、行財政改革方針のもと、県政の仕組みの改革とともに、財政健全化のための取組を徹底していく必要がございます。

こうした中、本日の委員会におきましては「滋賀県行財政改革方針」実施計画の取組状況、「外郭団体および公の施設の見直し計画」の取組状況について、こちらの方から御説明させていただきたいと考えております。特に、行財政改革方針につきましては、4年間の計画期間も残り1年余りとなりました。目標年次である平成26年度を見据えまして、持続可能な行財政基盤の確立に引き続きしっかりと取り組んで参りたいと考えております。

また、「行革」は不断の取組でありまして、今後も継続して取り組んでいかねばなりません。このため、現行方針の次を見据えた議論も当然、必要となって参りますことから、本日はそのような観点からのご意見も頂戴できればたいへんありがたいと考えておりますので、何卒、積

極的な御意見をお願いしたいと存じます。

一般的に、「行革」と申しますと、縮減、削減といったマイナスのイメージが伴うものでございますが、それだけでは職員のモチベーション低下につながる恐れもございます。いかに職員の意欲を高めながら効果的、効率的に県政を運営するのかといった視点での議論も欠かすことができないと考えております。

委員の皆様におかれましては、本県の行政経営改革に対する調査審議はもとより、県政全般にわたる御意見や御提案を賜りまして、県として行政経営改革にしっかりと取り組むことにより、「滋賀県基本構想」に掲げております「住み心地日本一の滋賀」を目指して参りたいと考えております。

最後になりましたが、大道委員長のもと、委員の皆様方の活発な御議論をお願い申し上げまして、開催にあたってのあいさつとさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

②委員長あいさつ

一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様には、週初めの大変お忙しい中、またお寒い中、委員会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。

さて、最近の経済の状況でございますけれども、国の月例の報告を見ておりましたも復調判断で、景気は、確実に、緩やかですが回復しつつあると。これは、マクロの指標等を見ておきますと、確かにそのまま回復しつつあるように見えますし、また、県から発表されている動向につきましても、滋賀県においても緩やかに回復しつつあると捉えております。

先行きにつきましても、個人消費が拡大してきて、景気回復の動きが確かなものになることを期待しているところでございます。

しかしながら、全体の数字ではそのようなことになっておりますけれども、県内の中小企業さん、あるいは小規模企業さん、さらには商店街においては、まだまだ回復の実感というものは伴っておりませんし、むしろ円安によります原材料・エネルギーの高騰といったものが重くのしかかってきており、まだまだ厳しい状況が続いている予断を許さないものと捉えております。

そのような中で、本日は、計画期間が残り1年余りとなりました滋賀県行財政改革方針の進捗状況について御報告いただきまして、その進捗と、これからの対応について、皆さんの御意見を伺いたいと考えております。

本委員会におきましては、皆さんの豊富な経験や識見をもとに、広く御意見、御提言をいただき、今後の実効性のある行財政改革の一助になるよう運営していきたいと考えております。

最後になりますけれども、委員会の円滑な進行に御協力をお願いいたしまして、挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

(2) 議題 「滋賀県行財政改革方針実施計画」の取組状況等について

＜事務局から『滋賀県行財政改革方針実施計画』の主な取組状況（資料1-1）、「『外郭団体および公の施設見直し計画』の取組状況（資料2）」により説明しました。＞

【質疑および意見】

委員長： ただ今、説明いただきました資料1、2につきまして、皆さんの御意見、御質問をお受けしたいと思います。今の御説明の内容は、現計画の今までの2年半の進捗、取組状況についてでしたが、これについての御意見と、それから、これを踏まえ次期の計画を策定するにあたっての御意見でも結構でございますので、活発な御意見をお願いします。

A 委員： 1点だけ質問をさせていただきます。外郭団体・公の施設見直し計画で、前の委員会で、その作業の部会に入っていたので。そこから検討があって、方針が変わるということは当然あるわけですが、糸賀一雄記念財団についてはよく分かったんですが、男女共同参画センターと県民交流センターの議論はセットになっていまして、ベースは男女共同参画センターの施設改修費が3億から4億円かかってきて、それはとても今の県財政では不可能というのが始まりであって、それで、県民交流センターにそういう機能があるわけだから、そこで一体的に運営すればどうかという議論だったんですね。

男女共同参画センターという機能は大変重要であって、そこは維持すべきなんだけども、男女共同参画の施策に男女共同参画センターの建物が必要なのかという議論があった。機能と施設は別建てで議論する必要があるあって、機能は機能として残しながら、この公の施設をどうにかできないかということで、あそこは施設的にかなりコストがかかるのでという議論だったと思うんですね。

今の話だと、緊急経済対策で4,500万円が確保できて一部修繕できたところ、残りの数億円についてはまだまだ見通しが見えないわけですね。そのところは、どういふ議論がされているのか少し教えてください。

委員長： お願いします。

事務局： 当時、御説明をさせていただいておりました、お話の3億から4億という費用につきましては、当時そういう説明をさせていただいたと所管部局からも聞いておりますが、実は、その後、経費が過大であったという説明がありまして、先ほど申し上げました屋根、あるいは施設の整備費等を再度整理したところ、先ほど申し上げましたような額に修正されたということを当時のいったん廃止という議論をされた後に、担当部局からそういう説明がございました。検討の中で申し上げていた数字が間違っていたという非常に申し訳ない話なんですけれども、実情としてはそういうことであつたと聞いております。

A 委員： ということは、当面は4,500万円をやったところ以外は、大規模修繕なしに使い続けられるということですか。

事務局： はい、そういうことでございます。

委員長： それでよろしいですか。他に、ご意見いかがですか。

B 委員： 私はいつも、過去のことよりも、これからのことばかり提案するので、生意気を言いますけれど、時代は変わっていると思うんです。これまで節減、節減ばかりで、すごく苦勞されているようにお見受けしますが、アベノミクスが提唱された頃から社会の空気は大分

変わってきていると思います。

私は、県庁は県民をリードしなければいけないと思うんです。来春の消費税アップに向けて、給与を上げようというのが国の方針だと思うんですが、県庁の方がこんなに削減ばかりされては県内の企業は動けないのではないかなと思うんです。たとえば0.1%だけでも給与を上げて、その分を県内で消費するようにして、県内の企業をリードされたいかがでしょうか。そうすれば、一つの機運を作ることにもなるのではないかと私は思います。

事務局：ありがとうございます。本県におきましては、平成8年度から行革大綱に基づきまして、事務事業の見直し、あるいは補助金等を見直しに取り組んで参りまして、以後、数次にわたって行革に取り組んで参りました。

御指摘のように、人員あるいは予算を削るといいうわゆる行革につきましては、そろそろ限界に近いところに来ているのではないかなという思いは持っております。行革の本来の目的は、より安いコストでより良いサービスを行うということでございますので、そのためには何が必要なのかということをお十分念頭におきまして、次期方針の中で考えて参りたいと思います。もちろん、副知事の挨拶にもございましたように、業務改善などの効率的な業務の運営につきましては、引き続き不断の取組として実施していく必要があるかと思っております。

事務局：消費ということになりますと人が遣うわけでございまして、職員数でありましたり、あるいは給与の関係の問題となるわけでございますけれど、過去から見ましても、将来を見ましても、総人件費というものはしっかりと抑制していくという考えを持つべきだというふうに考えております。そうした中で、人件費という形で区分されたものを人という資源に変えて、いかに有効に機能させるのかということが人事行政の根幹であろうと思っております。そうしたことをベースにしながら、現計画では来年度までに120人の削減を目標に掲げているところでございます。

また、給与につきましても確かに政府要請もございまして、今年度、平均7.5%というカットを実施したところでございます。これまでのカットにはいろいろな事情があって行ってきたものですが、基本的には先ほど申しましたように、人件費をいかに有効にして県民サービスに機能させるかということをお今後とも考えていきたいと思っております。

B 委員：私は大阪から来ている中小企業のオーナーですけれど、企業というのは、ある程度機運が高まらないと給与は上げられないものだと思います。その気運を率先されるのは県庁であり、私たちであれば府庁であると思うのです。いつも、ボーナスの平均額を発表されたりすると、それに準じて当社も少しは頑張らなきゃと思いますし、多くは上げられなくても何とかしたいと工夫するものです。特に、来年の消費税アップにつきましては、社員の生活を上げないといけないので何とかしたいと思っております。そんなとき、気運が背中を押してくれるのです。だからこそ、少し明るい材料もあった方がいいのではないかと個人的には思います。

C 委員：このカットは来年の4月から元に戻るんですか。11年連続ということですが。

事務局：まず、これまで行ってきたカットですが、本県の財政構造改革の計画の中で行って

きましたものと、今年7月からは政府から要請がございまして、これに基づくものの2種類の取組がございまして。このうち政府から要請のあったものにつきましては、この11月に総務副大臣から通知がございまして、26年度はそのような要請をする予定はないということをお聞きしております。

それから、県独自カットにつきましては、現在、組合とも交渉を続けているところでございますので、まだ明確になってございません。

C 委員： 11年連続で全国最長というのは誇れる、威張れることじゃないんで。御発言がありましたように、それぞれの給与で生活している消費者ですね、そういう観点から見たときに、県内の中小企業に与える影響とか依然として大きいので、組合との交渉はあるかと思いませんけれど。

D 委員： 先ほど、有識者のあり方検討会で見直しということですが、先ほどA委員がおっしゃいましたけれど、私もこの行財政改革の見直しの中に入っております。フォローアップをきっちりしていこうというお話をお聞きしていたんですね。そういう意味で非常に関心のある部分なんです。

有識者のあり方検討会を作って前の計画を見直していくということで、有識者のあり方検討会で見直す判断ですよ。いわゆる声の大きい人が勝つのか、社会情勢が変わって県としても見直しがというのか、その辺がお話を聞いていても不明瞭な部分があると思えますので、意見だけですけれども。

A委員を含めて、当時のこと、意志を持っておられる方を含めて、その時の責任も含めて、ただ単に有識者のあり方検討会をやって見直しましたということで、あの時の情報は間違っていましたということは、いかにも安易なような気がします。

それともう一つは、前回は申し上げましたが、もう一度びわ湖こどもの国の話をしますが、単独の部局の使用では非常に制限されているということで、条例改正も含めてもっと横断的な施設の見直しや積極的な部分があったと思うんですけど、それが中々見直しが進まないとかいうことがありますので、ただ単に有識者の会議で必要な部分だけ見直して復活しましたということだけではちょっと疑問点といいますか、不信感といいますか、そういうものを持ちました。

それから縮減、削減の話、給与の話が出まして、先ほど副知事から職員の意欲の問題もあると言われましたけれど、やはりリストラというものは、前向きな新たな創造の価値というものを考えて、切るべきものは切る、ところが、その分は新たな創造に回すという積極的な部分でお考えいただけたらいいと思います。

それと削減によって、皆さん方がお考え以上のマイナスの効果が継続するというのがありますので、削減の効果につきましては、これこそ有識者を入れて判断していただきたい。具体的に言えば、これは今さらどうしようもない問題ですけど、新幹線の問題があります。これは観光事業者にとっては、いまでもボディーブローのように効いています。なぜかという、JR東海ですが、今、京都では「そうだ、京都行こう」というキャンペーンを大々的にやっています。奈良でもキャンペーンをやっているというところがある。ところが滋賀県では、あれ以降JR東海のキャンペーンは全くやってくれない。例えば新幹線

の中の車内誌の中に、滋賀県の「し」の字も出てこない。こういうようなマイナスの効果が非常にあるということですので、こういうこともあるということの前例にして、改革、削減ということに慎重にやるべきだと。また、マイナスの効果につきましては最大限リカバーしていただきたいと思います。具体的には、JR東海との滋賀県あげての関係修復というのは、我々観光業者にとっては必然の問題でありますので、これもお願いしたいと思いますので。

やはり物事について、マイナスの面は戦略的な意図をもって改革にあたっていただきたいと思います。感想めいた話で申し訳ありません。

委員長： ありがとうございます。他、よろしゅうございますか。

E 委員： 多方面に行革に取り組まれているお話を伺いまして、考えたところがございます。

外郭団体の見直しと公共施設の見直しですね、公の施設の見直しについてですけど、これは、県の内部、あるいは関係市町との話し合いによって廃止なり、移管・売却なりという判定を出されてきているというふうに思うんですけど、これは、あくまで行政の人間だけでの考えで決定を行っておられることになるんですけど。私、構想日本などで事業仕分けの活動を行っていることもありまして、全国20ほどの自治体を回らしていただいたところなんですけれど、事業仕分けが一定広まった後で、施設仕分けっていうのが次の段階として始まってきている状況にあります。

高松市なんかでも施設仕分けをされてますし、県内でしたら高島市さんなんかは事業仕分けに引き続いて実施されているんですけども、そういった、広く、県民や利用者こういう施設があって、県と市町を含めてこういう話し合いを進めている、こういう段階ですよということを周知するという意味でも、施設仕分けというツールを使って市民の意見を取り入れるということをされるのも、一つの手法ではないかなと思います。

それと、職員さんの給与についてなんですけれど、以前もお聞きして大変ショックを受けておったんですけども、県民の満足度を高めていくためには、職員の満足度を高めるということが大切だろうと思います。ある本には、CS (Customer satisfaction) を高めるためには、ES (Employee Satisfaction) を高める必要があるという論文も出ておりますので、そういった部分も考えに含めていただきまして、今後の給与の問題も、職員の満足度というものを考えていく必要があると思います。

委員長： 前段のご意見は、今の公の施設の見直しをもう一度方向性を再検討したらどうかという意味か、それとも、これ以外にももっと見直すべき施設があるんじゃないかというのか、どちらの立場のご意見でしょうか。

E 委員： 現状は、こういう、我々委員の方に御説明をいただいたんですけど、こういう現状であるということを広く県民に知っていただくということも含めて、施設仕分けをしたところで、その結果がどう出ようが最終的に判断されるのは県がされるわけですから、あくまで外部の意見として取り入れるために、施設仕分けという手法を取り入れることも一つ考えられるのではないかと。実施されている自治体もちょこちょこ出てきているという現状にあるということですので、できれば、そういった形でも県民への周知と、県民の意見を取り入れる手法があればいいかなと思ったところです。

委員長： 今の進捗状況は、一部、地元の方から漏れ聞くこともあるんですけど、周知、広く知らしめるようなことはなさっておられますか。

事務局： 検討段階で、検討しているということは県議会等でも御報告させていただいておりますけれど、検討段階の中で、内容についてどうかという部分につきましては、予断を与えるということもございますし、ただ、検討中ということはお知らせしているところでございます。

委員長： 従来から、会議の内容は公開されておられますので、大きく方向が変わったとかいう部分についてはD委員さんからもお話がございましたけれど、そういう場合は、できるだけお知らせいただいた方が、やはり委員会としてはいいのかなと私自身も思います。

事務局： 先ほど申し上げました、方針自体が変わった2施設につきましては、その変えた時点で県議会にも御報告させていただいているところでございます。

委員長： いかがでございますか。他、よろしゅうございますか。

F委員： まず、取組状況一覧の方で「進捗度」というのがあるんですけど、進捗度とか評価というのは誰がするんだろうということを以前にも質問させていただいて、結局、県の担当部局であるという話だったんですね。外部から見て、本当に進捗はどうかかっていうところも必要じゃないかっていうことを、その時も発言させていただいたんですが、この進捗度というのは誰が評価をしたのかお聞きしたいというのがまず1点と、それから、制度の改革とか行革という視点からの取組はほとんどが「◎」ということになっているんですが、私どもNPOとかの観点からみると、例えば協働提案制度に関する項目であるとか、それに関する職員研修の充実とか、あるいは組織の活性化、自律型人材の育成といったような項目は「○」が非常に多いという結果になってまして、そういう意味で、今後、取組を進める以外にはないのかもしれないですが、少し気になる点として、確認したいなと思って、私の方から申し上げさせていただきます。

事務局： まず、誰が評価しているのかということでございますが、御指摘がございましたが、一番制度を分かっている担当部局において評価をしているものでございます。それから、NPO関係、協働の取組に関するものに「○」が多いということでございますが、協働に関しましては、全庁的に横つなぎという観点から、多様な主体と協働化を進めるということで、県庁全体として進めておりますけれど、行政側からの呼びかけに対しまして中々一般県民さんから提案というものが出にくいという状況もございますけれど、協働に関する研修につきましては、毎年度、私どもの方で職員に対する研修、啓発に取り組んでいるところでございます。徐々に協働に対する意識を高めることによりまして県民、NPOさんとの協働を今後とも進めていきたいということで、取り組みを進めているところでございます。

事務局： 職員研修や組織の活性化、それから自律型人材育成等についてでございます。これまでも一体的に取り組んできておりますが、特に、途上にあるものもございまして、例えば、18ページが組織の活性化、19ページに自律型人材育成がございまして、組織の活性化の中では、進捗状況が低いという中では、早期退職者制度の活用におきましては、今後規則改正を行い早期退職者の募集を行うというものでございます。

さらに、自律型人材育成につきましては、全職階対象拡大に向けて制度の見直しを検討したと、全職階への拡大というのが到達点で、その途上にあるということでございます。

委員 長： 今の評価ですね、監査委員さんとかの御意見は全く入ってないんですか。

事務 局： 計画に対する評価という点では見ていただいておりませんが、それぞれの所管部局の監査において御意見をいただいていることはあろうかと思えます。この計画として監査委員に全体を見てもらっているということはないです。

委員 長： 通常、民間企業の場合、いろんな計画の進捗状況をチェックするときには第三者の、外部の方でなくてもいいですから、たくさんと言いますか、横断的な機関みたいなものを作って、そこでチェックするというのも、通常されていると思いますので、私ももっともな御意見だと思いますし、いろんな方のチェックをなさるように一度お考えいただいたらどうかと思います。

D 委員： 資料1-1で1(2)で「横つなぎの総合行政の実現」ということで、縦割り行政の中で何とか横つなぎをということで23年度に総合政策部を作って、副知事が当時、部長をしていただいたと。ただ、評価の中では「○」で、今後の取組の中で、まだ「一体的に対応できるよう組織体制を検討する」となっている。これはどういうふうに考えるのか。進捗度が「○」ということは、現在の部体制ではまだまだ不十分だと読み取ったらいんですか。

事務 局： この部分につきましては、毎年、次年度の執行体制をちょうど秋から冬にかけて検討していくわけございまして、その中で、26年度に向けまして、各部には様々な政策課題が生まれて参りますが、単純に今までの部だけでは対応できないものが生まれて参ります。

D 委員： それは総合政策部だけでは対応できないと。

事務 局： 例えば健康福祉部とか、琵琶湖環境部とかございますけども、一つの部だけでは対応できないという課題を受けまして、そうするとどのようにして部をまたがった課題を克服していくか、こういったものも課題として出ております。

D 委員： 23年4月に部局横断的な企画立案・総合調整機能を一元的に所管する総合政策部を設置されたと理解していたんですけど、それなのにまだ組織体制を検討するということですか。

事務 局： これは、それだけにとどまるのではなく、毎年度、課題に対応していくための組織体制を検討していくというものでございます。

事務 局： 23年度にそういう部を作って県庁として進めていくということであったんですけど、毎年新たな政策というものが出来参りますので、その政策に必要な組織を必要なら設けていくという趣旨でございます。

委員 長： まだまだ御意見もあろうかと思えますが、ちょっと時間を超過しておりますので、一旦ここで区切らせていただいて、後ほど時間があれば続きをお願いしたいと存じます。次に移らせていただいてよろしゅうございますか。

それでは、次の資料説明を事務局からお願いします。

<事務局から「県有資産の利活用について（資料3）」、ネーミングライツパートナー募集チラシ

により説明しました。>

【質疑および意見】

委員長： ただ今御説明いただきました、資料3とネーミングライツパートナーの募集につきまして御意見がございましたら、よろしく願いいたします。

G 委員： 県有資産の利活用について、このように数字で見ると、滋賀県には有効に活用できる資産があるというのが分かりまして、地の利を実感できてよろしいかと思えます。

ネーミングライツに関してなんですけれども、説明をお聞きしまして考えておりましたが、これこそ横つなぎ行政の中に位置付けるべきです。単独の部局だけがネーミングライツパートナーを求めますというのではなくて、企業誘致をする時の部局の方とか、観光関係の部局の方とかも、滋賀県の施設にネーミングをしてもらえますかという勧誘を県の職員の方が営業になったつもりで、広めていかれた方がいいのではないかと思います。

既存の企業では、年額 100 万円という金額が、簡単に出来る企業だったらいいんですけど、企業にとって出来る企業もあれば出来ない企業もあります。ネーミングライツパートナーを求めることが、どのように企業にとってメリットがあるのか。企業だけでなく遺産を持っている方でしたら、その遺産を入れていただいてもいいですし、地域の裕福な方が自分のお金を入れるということでもいいですし、多様な広め方を工夫しておやりになればいかがでしょうか。

事務局： ありがとうございます。企業さんにとりまして 100 万円以上となりますと、なかなか難しいところがございます。先ほど、御指摘いただきました企業誘致の際にということも考える必要があろうかと思いますが、一方で、企業誘致に関しましては非常に秘匿性が強い部分がございます。企業誘致の担当部局とネーミングライツの担当部局が一緒になって訪問するというのは、なかなか難しいようございまして、その際には企業誘致の担当部局の方からネーミングライツの話も併せてしてもらえようかなことをお願いすれば、御指摘のようなこともできるのかなと思います。そのあたりは、企業誘致の部局とさらに調整をさせていただきたいと思えます。

委員長： 他にいかがですか。

D 委員： 先ほどの続きですけど、それぞれ縦割りの戦略性ということですね、総合政策部の関係ですね、一部局、一部局でなかなか横の連携で発信機能がうまくいってないということをおもいも実感しておりますので。そういう意味で、総合政策部を含めての横のつながりということ。

今、お願いしております生物多様性のこと。これも非常に戦略性のある本来ならば、生物多様性の宝庫である琵琶湖を抱える滋賀県として、生物多様性の戦略は非常に重要であると。これもやはり琵琶湖環境部だけではなくて商工観光労働部も含めて、産業振興、観光振興の分野から教育委員会も含めて、非常に多様性を持った琵琶湖らしい生物多様性戦略を作るという意味では、横断的な機能が必要だと思っております、そういう提言もさせていただいておりますので、横断というものを意識していただければと思います。

それと、先ほどの利活用の話ですけど、滋賀会館ですよね。基本的にはここにNHKが入ってくるとおっしゃいましたけれど、NHKの発信機能と従来の滋賀会館が持っておった

発信機能、これは違う発信機能だと思うんですね。滋賀会館というのは耐震性がないということで、やむを得ず廃止というところの中で、利活用という面では10億円というお金が入ってきたんですけれど、旧滋賀会館が持っておった発信機能ということで。例えばNHKさん、本来ならばNHKさんを持ってきて、そこへ市民の発信機能を加味してということであれば良かったんでしょうけども、なかなかNHKさんは自分のところの大津局という考え方が明確にありますので、我々の思うようにいってないように思うんですけど。

滋賀会館が全く無用で売却して10億円で売れたということではないと思うんですね。そういう意味で、一番最初に申しあげました撤退とか、削減とかそういうようなものでも、もう少し戦略性を持っていただいて、今後どうするかということも併せて考えていただければいいかなと思います。ただ10億円入ってよかったな、NHKが来て良かったなとは思っておられないとは思いますが、これは大津市との責任問題もいろいろあるかと思いますが、ただ10億円が入って良かった良かったとは、私には思えないという状況です。

委員長： 他、いかがですか。

E 委員： 大変な御努力をいただいているということがよく分かりました。ありがとうございます。

1点述べさせていただくんですけども、まず、このネーミングライツ料の額の根拠を、できたら教えていただきたいんですけど。なぜこの額を設定されたのでしょうか。それと、県の方向性の話なんですけど、屋根貸し事業というのが流行っておりまして、県有施設でも屋根貸しができる施設があれば取り組んでいかれたらどうかと思います。ネーミングライツと併せて取り組まれてはどうかと思います。

H 委員： ネーミングライツの募集期間が11月29日までということで、残り4日ほどとなっております。対象施設が14施設あると書かれていますが、どれくらいの応募が現在あるのか。どこに何件というのではなくて、14施設一括でどれくらいの応募があるのか、それとも全くないのか。あと4日しかありませんが、その辺どうなんでしょうか。

副知事： 1点だけ先にお答えします。私、昨年度に総合政策部長で県庁周辺のあり方検討の担当をしておりますので、D委員の貴重なご意見ありがとうございます。

私ども、滋賀会館というのは滋賀県の財産でありますので、やむを得ず売却するに当たっては、滋賀会館の持っているこれまでの発信力、そういうものをできる限り継承していく、そういう機能を持ったものプラス大津市の賑わい、曳山のコースにあたりますので、大津市のご意向もよく聞いて、いろんなコンセプトを作って公募いたしました。これは全国的にも珍しいやり方なんですけども、それでNHKさんに応募いただいたんですが、NHKさんも一生懸命考えていただいて、いろんな制約がある中で、発信機能にもそれなりに努力しようと言ってもらっていますし、今回できる危機管理センターの防災面の検討とか、そういう中で、ただ単にNHKを引っ張って来るということではなしに、かなり綿密にこちらのリクエストも出している部分もございます。まだまだ十分ではないところもありますけれど、D委員がおっしゃることは大変大事な意見だと思いますので、あそこがどういう土地であったのか、またここが県庁のフロントの一番いいところにある、あの滋賀会館の後をどういうふうにするのか、大変大事な問題なので、そういうことを踏まえて、これまで募集してきたつもりですし、これからもそのつもりでやっていきますので、引き

続き御意見を賜りたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

事務局： ネーミングライツ料の積算根拠でございますが、具体的にこれというものがあるわけではございません。類似施設の他府県での額等を本県に置き換えまして、来場者数ですとか広告度を勘案しながら所管部局において設定していただいているものでございます。

屋根貸しにつきましては、御指摘のような例が、県内の県立学校でいくつか太陽光発電の取組があるやに聞いております。

ネーミングライツにつきましては現在募集中でございまして、現時点でどのくらいの応募があるかということにつきましては、募集に影響があるといけませんので、控えさせていただきます。

委員長： よろしゅうございますか。急いで申し訳ございませんが、もう一つ資料説明がございしますので、次の資料につきまして御説明をお願いしたいと思います。

<事務局から「財政健全化に向けた取組について（概要版）（資料4）」により説明しました。>

【質疑および意見】

委員長： ただ今の説明につきまして、御意見、御質問等ございましたらよろしく願いいたします。

G 委員： 税収が増えたということは、私たちにとっては、プラスのいい結果だなと思っております。人口が増えたり、企業さんが元気になって、税金を納めてもらうことの効果が大きいと思います。そのようにして見ていく中で、次年度の目標を立てていただく際にお願ひがあります。今日も説明していただいたように細かく行政改革をやっていただいているんですけど、ピフォー・アフターみたいな感じで、これだけ改革してきて、これだけの効果があつて、そしてその課題がここにあつてという全体像が、具体的に分かるように示していただけるとありがたいです。

細かな評価を「○」「×」「△」としていただいておりますが、それが滋賀県政の中で、いい方向に向かっているのか、それとも、もうちょっとこれをこうしないといけないという全体的に見た具体像も、私には汲み取れませんので、分かりやすく言っていただけるとありがたいです。

職員の方々にはPRマンになっていただき、もっと滋賀県のことを他府県のところで宣伝していただきたい。他所の資財を滋賀県に持ってくるプラスの行政改革の取組を、県職の方々が一丸となつてやっていけたらいいですね。

委員長： 他、いかがですか。全体を通じての御意見でも結構です。

B 委員： PRの専門家としてお話しさせていただきたいのですが、ネーミングライツを行うために必要な条件が、従来に比べて、かなり変わっているのではないかと思います。今、企業がネーミングライツに必要な条件は、来場者が100万人規模であるとか、頻繁にマスメディアに取り上げられるということになります。これはインターネットの影響ともいえませんが、だんだん自分の会社の名前をPRする範囲が地元だけではなく全国、世界へと広がっているのです。だから約5万人が活用する竜王の青年の城で企業名をアピールするために広告宣伝費を投入する可能性は、極めて低いのではないかと思います。

そこで提案ですが、広告ではなく福利厚生費を狙ってはいかがでしょうか。年額250万円くらいであれば、会費制にして社員が安く利用できるといった仕組みを作って、企業の福利厚生向けに参加企業を募集された方が、よっぽどお金を集めることができるのではないかと思います。

D 委員： 関連で、まさに私もそう思います。山門水源の森とかネーミングライツ料ですね。先ほど申しあげました、いわゆる生物多様性の戦略の中で、企業の生物多様性保全という中で、例えば、私のところは山門水源の森の環境保全をやっていますよというようなところであるのと、ただ単に名前を付けてもらうのというのは、お金の出し方が違いますよね。そういうような意味で、横断的な考え方の中であれば、例えば県民の森であるとかまさに書いてあるのは企業が生物多様性保全というようなところ、兵庫県なんかは割と進んでいると思うんですけど、そのような形でできれば協力できるというようなところもあると思います。ただ単にネーミングライツということにこだわらないで、企業との協力関係というのはいろんなところでできると、私も、後追いですが同感です。

委員長： 私も一言。他の企業さんがどのようにお考えか、いろいろあろうと思うんですが、私どもの方では、長年、県民の皆さんが慣れ親しんで利用されていったものに冠をつけて、あとからぽっと冠をつけるというのは、何て言うのか、非常にそれは企業として商人道に反するというのか、馴染まないのと違うのかなと思います。今後の方向として、20年びわ湖国体等の中で、例えば施設を大幅に改装するとか、あるいは新しくもう一度作り直さないといけないとか、そういう時であれば一からそこに協力させていただいて、名前を付けさせていただくということについては、まだ理解してもらいやすいのではないかなと。我々もその時には協力させてもらえるのではないかなというふうに思いますので、既存のこの施設になさるのは、あまり自分自身ではちょっと感心しないなと思いましたので、意見として述べさせていただきます。

事務局： ありがとうございます。まず、ネーミングライツにつきましては、先進県と後進県と言いますか、非常に差がついている現状がございます。特に先ほど御指摘いただきましたように、PR効果がどれだけあるのかという、滋賀県でのPR効果が、例えば京都等と比べると非常に劣っているというような面もあろうかと思います。非常に苦慮しているところでございます。先ほどお話をいただきました、企業の福利厚生の部分で考えていただくということも、非常に貴重な御意見をいただいたと思っております。

委員長御指摘の、そういう企業さんの思いも当然あろうかと思いますので、国体等の施設整備、もうちょっと時間がかかるということになろうかと思いますけれど、このあたりも含めまして、検討させていただきたいと思います。

委員長： 大分時間が参っておりますので、どうしてもこれだけは言っておきたいということがございますか。

I 委員： 資料1-1に関して、要望という形で述べさせていただきたいと思います。2と4に関することですが、私どもはNPO法人としては平成13年6月に、順位としては35番目という形で法人化をいたしました。これに関しては、もう県職OBさんで、現在も認定NPO法人の役員をされていらっしゃるお二人に大変な指導をいただきました。それで、平成13年6

月に法人化して、当初 33 人の会員でしたけど、現在 170 人という形で、コミュニティサービスの基本的な部分を担わせていただいております。

資料 1-1 の 4 に関することなんですけれど、現場感覚に優れた人材育成という形は基本的な部分であろうかと思えます。県の職員さんでも建屋の中でのお仕事が多いと思うんですけど、先ほど紹介させていただいたお二人は、よくこれだけ外に出てというくらいにくまなく地域を巡って住民活動の指導をしておられます。私どもの会員が、今日 170 人にまでなったのも、お二方の大きな力、指導があったからだと思えます。現在も深くお付き合いさせていただいております。彼らに続く県の職員さんを育てていただきたいです。箱の中でなくて、県民が心配するくらいに外に出られて、きめ細かく厳しい発言をさせていただいて、現在は 600 以上の NPO 法人が育っているそうです。それで、彼らの多面的な活動というのは大きな功績があったと私は思っています。

これから私どもも認定 NPO 法人を目指して、採算、人数的にはいいんですけど、日常雑務に追われてなかなか取り組めないですけど、後に続いて県民活動を推進していきたいと思えます。

現場感覚に優れた人材育成については、ぜひ、この場をお借りしまして強く求めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長：引き続き取り組んでいただきたいという御意見として、事務局よろしく願いいたします。

まだまだ御発言もあろうかと思いますが、時間が参りましたのでこのあたりで閉めさせていただきます。

本日、皆様からいただきました御意見につきましては、県の今後の取組に反映していただきますようよろしくお願いいたします。

以上で本日予定しておりました議題は終了いたします。委員の皆さんには、まだまだおっしゃりたいことはあったかと思いますが、せかして申し訳ございませんでした。円滑な議事運営に御協力いただきまして誠にありがとうございました。それでは、事務局にお返しいたします。ありがとうございました。

事務局：委員長、ありがとうございました。委員の皆様には、長時間にわたり熱心な御審議をいただき、ありがとうございました。

次回、第 6 回の委員会でございますが、春頃に予定しております、行財政改革方針のこれまでの取組状況等を踏まえた次期計画の策定についてを考えております。日程につきましては、改めて調整をさせていただきます。

それでは、閉会にあたりまして、総務部長よりご挨拶申し上げます。

(3) 閉会

①総務部長あいさつ

委員の皆様には、活発に御議論いただきましてありがとうございました。今日は本当にいろいろな御意見をいただきました。

計画を変更するには十分な議論が必要ではないかという御意見、削減のマイナス効果は大きい

ので、それをきっちりリカバーしていくような努力が必要である、また、経済政策、消費税の引上げといったところにも対応した人件費のあり方でありますとか、県民満足度につながるような職員の満足感、満足度の充実ももっと考えていくべきではないか、それから施設の見直しといったことを広く周知するための手法、今回の計画の評価につきまして横断的、複眼的な評価という御意見とともに、結局全体的にどうなのかという、個別の評価プラス、効果と課題が全体的にどうだったかということをつかりやすく示していくべきではないかといったお話。

それからネーミングライツについても、いろいろ御意見をいただきました。ネーミングライツは個人的に私の思い入れの強い取組でありまして、正直、おっしゃるようになり時代遅れになっております。おっしゃるとおりでございます、なぜ滋賀でやっていないのかという思いで、私がやろうやろうと言って。本当に、滋賀以外のところは何年も前からどこでもやっているという取組でありまして、今日いろいろ御意見をいただきましたように、生物多様性でありますとか国体でありますとか、ストーリー性のあるような展開をすると、企業さんも乗りやすくなっていくのかなというところもありまして、恐らく、今回の締切りでは全部は集まらないという感じもありますので、そういった工夫をしながら、発想的には少しでも収入を増やすという中で、企業さんと両方にメリットがあればいいかなという趣旨でございます。

その他、現場主義の職員の人材育成にも引き続き取り組んでくださいと言った御意見も頂きました。非常に貴重な御意見をいただきましたので、引き続き今ある計画をしっかりと進めていきますとともに、これからの方向性につきましても、次回も含めまして御意見、御提言をいただいて参りたいと思っております。引き続き御支援のほどよろしく願いいたします。簡単ではございますが、終わりにあたりまして挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。